

2018年度 第6回理事会次第

日 時：2019年1月20日（日） 10：00～

会 場：千葉県社会福祉士会 事務局会議室
（千葉市中央区千葉港7-1 塚本千葉第五ビル3階）

1. 出席者及び資料の確認
2. 開 会
3. 会長挨拶
4. 議 題
 - （1）会長と三役会からの報告
 - （2）各委員会報告事項に対する質疑
（事前送付資料によりご確認ください）
 - （3）議事
 - 司法福祉委員会リーフレット作成
 - 倫理委員会規則の作成
 - 大人の文化祭開催（本会主催イベント）
 - 社会保険労務士へ、育児介護休暇規程追加の相談から就業規程全般の見直しへ業務委託内容の変更
5. 閉 会

次回理事会予定 第7回理事会：2019年3月10日（日）10：00～
場 所：千葉県社会福祉士会 事務局会議室

[研修委員会]

《報告》 研修啓発部会

1、平成30年度基礎研修 報告

○基礎研修Ⅰ（受講人数 64名）

平成30年9月1日（土） 集合研修① 開催済み

○基礎研修Ⅱ（受講人数 54名）

- ①平成30年 5月27日（日） ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ 修了
- ②平成30年 6月17日（日） ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ 修了
- ③平成30年 7月22日（日） ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ 修了
- ④平成30年 8月26日（日） 地域開発・政策系科目Ⅰ 修了
- ⑤平成30年 9月30日（日） 地域開発・政策系科目Ⅰ 修了
- ⑥平成30年10月21日（日） 人材育成系科目Ⅰ 修了
- ⑦平成30年11月18日（日） 権利擁護・法学系科目Ⅰ 修了
- ⑧平成30年12月 9日（日） 権利擁護・法学系科目Ⅰ
(一部実践評価・実践研究系科目Ⅰ) 修了
- ⑨平成30年 1月13日（日） 実践評価・実践研究系科目Ⅰ 修了

○基礎研修Ⅲ (受講人数 44 名)

- ①平成30年 5月26日(土) 実践評価・実践研究系科目Ⅰ 修了
- ②平成30年 6月23日(土) 実践評価・実践研究系科目Ⅰ及び
ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ 修了
- ③平成30年 7月21日(土) 実践評価・実践研究系科目Ⅰ 修了
- ④平成30年 8月25日(土) 権利擁護・法学系科目Ⅰ 修了
- ⑤平成30年 9月29日(土) 地域開発・政策系科目Ⅰ 修了
- ⑥平成30年10月20日(土) 地域開発・政策系科目Ⅰ 修了
- ⑦平成30年11月17日(土) サービス管理経営系科目Ⅰ 修了
- ⑧平成30年12月 8日(土) サービス管理経営系科目Ⅰ 修了

2、平成30年度 社会福祉士受験対策特別講座

東京成徳大学 平成30年12月15日で修了

和洋女子大学 平成31年1月22日で修了予定

【添付資料】

【活動報告】

○ 第7回 ぱあとなあ千葉 運営委員会

日 時：1月9日（月） 18：00 ～ 20：30

場 所：千葉県社会福祉士会事務局会議室

出 席：今川・越後谷・小川・奥野・櫻井・朽名・四ノ宮・中山・服部・古澤・吉田

I 報告事項

□クラウドシステムについて

・今後、コーディネート部会から活用を予定し、閲覧からスタート。

□部会報告

（1）研修部会

①2月2日 必須登録員研修。 来年度も今年度と同じ予定で実施。

②人材育成研修⇒名簿登録研修⇔今後、2年で受講していただく予定。

③過去に人材育成研修・名簿登録研修修了後、名簿登録をしていない方の取り扱いとして、特例として人材育成研修を受講する。

④2年間の休会は認めるが、準会員になっていただく。

⑤弁護士との事例検討会の取り扱い

・来年度は、年6回（柏1回、船橋1回、千葉4回）を予

（2）業務管理部会

①定期活動報告書の変更事項について、日本会の改正内容を確認する。

②活動報告書は、1月26日以降に郵送予定。

（3）リスクマネジメント部会

①個人情報保護等検討委員会：弁護士会・司法書士会に派遣依頼中

②千葉県社会福祉士会、ぱあとなあ千葉として方向性をだす。

II 議題

□「登録員のしおり」改訂中：次回の運営委員会で内容確認。

□さささえあい制度に代わる新制度創設について

低報酬・無報酬助成のみに限定した形で、ぱあとなあ登録員から負担金（会費）を徴収する複数の具体案を検討していく。2019年度の遅くない時期に新制度の具体案を確定したい。

□全体会について （予定）

① 部会報告

② その他

□独立型社会福祉委員会・準備部会のご案内

・2月に規定を変更

□ぱあとなあ千葉ニュース

・地域集会のご案内、写真掲載等

前理事会以降の動向

1. 11 月 24 日：関東甲信越ブロック災害連携会議（山梨県立図書館）；服部
千葉県社会福祉士会災害対策委員会の活動状況等の報告等

2. 11 月 29 日：千葉県災害復興支援連絡協議会（仮）（県弁護士会館，3 回目）；市原
（当初の名称，災害に関する県内士業間連携に関する協議会
⇒災害対策士業等連絡協議会⇒表記を変更）

（1）参加団体

千葉県弁護士会，千葉司法書士会，千葉県税理士会，千葉県行政書士会，千葉県土地家屋調査士会，千葉県社会保険労務士会，千葉県不動産鑑定士協会，日本公認会計士協会千葉会，千葉県建築士事務所協会，日本技術士会千葉県支部，日本弁理士会関東支部千葉委員会，千葉県社会福祉士会，千葉県社会福祉協議会，千葉市国際交流協会，千葉県マンション管理士会の以上 15 団体が参加

（2）団体の目的

大規模災害における被災者支援や緊急・応急事業，復興事業等を迅速かつ円滑に進めるため，専門知識を有する会員及び各会員に所属する構成員が相互に連携し，もって，充実した被災者支援活動や災害復興支援活動を行うことを目的とする。

（3）活動内容

- ①大規模災害発生時の被災者・被災企業等の支援活動
- ②大規模災害発生後の復興まちづくりに関する支援活動
- ③被災者支援活動等に関する研究，勉強会，講演会等の実施等

（4）今後の予定

平成 31 年 3 月頃に協議会を開催し，組織を正式に発足

平成 31 年 3 月 15 日，弁護士会主催の研修会実施

3. 12 月 9 日：災害対策研修会（社会福祉センター）

<講師> 佛教大学福祉教育開発センター

専任講師 後藤 至功 先生

（1）研修会の内容

- ①講演：大規模災害時に求められるソーシャルワークについて

②グループワーク：ワールドカフェ方式により、「自分の町が被災した時、それぞれの仕事、役割の中で、自分はどう動くのか！何をすべきか！何が必要か！を考える」

(2) 申込者 38 人（参加者 34 人）の状況

内訳：千葉県 18、東京会 2、神奈川会 2、茨城会 1、弁護士 2、土地家屋調査士 1、PSW 1、MSW 1、地域包括 1、中核地域 1、福祉施設 3、病院 1、不明 4

(3) アンケート結果

①アンケート回収率 82%、②参加理由から、災害に対する関心の高まりをうかがわせる、③講演内容が、実際の被災地における体験に基づく具体的な内容でわかりやすいとの評価が多い、④ワールドカフェ方式は、はなしやすい、いろんな立場の意見が聞けた等、高評価を得ている、⑤今後の研修テーマとして、避難所設営、被災地でのロールプレイなど実体験に近い内容の希望がある。

4. 12 月 22 日：災害ボランティアセンター立上げ訓練（社会福祉センター）；服部、市原
午前：李仁鉄の講演「大規模災害時に対する広域支援について」
午後：ボランティアセンターの立ち上げ、運営訓練

【理事会決議、承認事項】

1. 千葉県災害復興支援連絡協議会（仮）への参加について

(1) 今後の予定

平成 31 年 3 月頃に協議会を開催し、組織を正式に発足

(2) 当会としての対応

大規模災害時における県内士業による連携は、社会福祉士会がその目的及び事業とすること（定款第 3 条、第 4 条：社会福祉の援助を必要とする方への生活と権利の擁護に関すること等）を達成するためにも非常に有益であることから、協議会が正式に発足する場合は積極的に参加するものとする。

：参加することについて、理事会の承認をいただきたい

(3) 参画する場合の留意事項

①会費が想定されること

②事務局は千葉県弁護士会内に置かれるが、研修会、意見交換会、懇親会等は、参加団体持回りの可能性がある

2. 千葉県社会福祉士会大規模災害対応ガイドライン第 7 条に基づく「被災地支援活動協力員名簿」の更新について

(1) 現在の状況

ガイドライン第 7 条に基づく名簿があるが、更新の必要がある。

現在の名簿登録者 57 人

(2) 更新の方法

- ① 次々号の「点と線」において、名簿への登録の募集を行う（メール、FAX 及び郵送で受け付ける）。
- ② 現在の名簿登録者には、個別に名簿への登録を依頼する（メール、FAX 及び郵送にて、個別に依頼し受け付ける）。
- ③ 昨年 12 月 9 日の災害対策研修会において、名簿登録の意思表示をした方のうち、当会の会員以外の方については、個別に名簿への登録を依頼する（メール、FAX 及び郵送にて、個別に依頼し受け付ける）。

なお、別途「会員外協力員名簿」として作成する。

（意思表示した会員については、②に準じて依頼する）

：以上の名簿更新事務を行うことについて理事会の承認を頂きたい。

【当日配布①】

社労士見積書

【当日配布②】

当日配布②-1 文書保管について

当日配布②-2 文書廃棄手数料見積

当日配布②-3 規程 12 号文書管理規程

【報告事項 1】

当日配布①参照

- ・ 当初予定の社会保険労務士への育児介護休暇規程追加の相談から、就業規程全般の見直しへ変更をしたい 承認をお願いする

【報告事項 2】

当日配布②-1～3

- ・ 理事会傍聴規程の制定に伴い、理事会で使用する事務局奥会議室の文書を一部可動式にすることで傍聴席の確保を見込む整理を行った 可動できる文書量にも限度があるため、廃棄作業が不可欠 文書廃棄について見積書を添付報告する
- ・ また、規程 12 号の別表の文書保存期間をご確認いただき委員会毎や研修事業等に置き換えて保存期間指示を事務局にいただくことで、年度を越えて文書整理する際に、どの事務局員でも整理対応が可能となる 別表確認をお願いする

【報告事項】

◇千葉県社会福祉士会会長職務執行状況 2018 年 11 月 19 日～2019 年 1 月 19 日

【活動報告】

- 11 月 21 日(水) 事務局業務引き継ぎ
- 22 日(木) 倫理規定作業部会
- 23～24 日 社会福祉士実習指導者養成研修
- 27 日(火) 浦安市役所社会福祉士会総会出席
- 30 日(金) 千葉市エンディングサポート会議
- 12 月 4 日(火) 千葉県社協成年後見利用促進セミナー
- 9 日(日) 災害対策研修参加
- 20 日(木) 千葉地域定着支援センター研修会参加
- 23 日(日) PAC-G 成年後見勉強会
- 1 月 7 日(月) 社会保険労務士打合せ
- 8 日(火) 倫理規定作業部会
- 9 日(水) 3 役会

◇各種委員会等

【委員推薦】

○2019 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日 市原市介護認定審査会委員

勝亦 雅美氏、増田 宏幸氏

○2019 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日 千葉市障害者介護給付判定審査会委員

岸 恵子氏、吉田 愛子氏、矢島 陽一氏、高橋 利宏氏

○2019 年1月4日～2021 年1月 3 日 野田市成年後見支援センター運営委員会委員

加賀美 和子氏

○2019 年 2 月 12 日～2021 年 2 月 11 日 八千代市社会福祉協議会 成年後見運営委員

吉田 愛子氏

○2019 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日 千葉県総合支援協議会(第六次千葉県障害者計画策定推進本部会)権利擁護専門部会委員

渋沢 茂会長

○2019 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日 船橋市障害者介護給付費等認定審査会委員

薄井 哲子氏、市川 恵子氏、齋藤 茂雄氏、本間 直毅氏、矢島 陽一氏、助川 未枝保氏

【講師派遣】

○2018 年 12 月 6 日(木)栄町役場 成年後見制度について

講師 古澤 肇氏

○2019 年 2 月 1 日(金) 山武市社会福祉協議会 権利擁護・虐待防止社内研修講師

講師 竹嶋 信洋氏

○2019 年 2 月 20 日(水) 仙台市 障害者差別解消担当相談員事例検討会第 3 回 講師 朽名 高子氏

【後援・協賛】

- 2019 年 1 月 12 日(土) 千葉県市原保健所 かかりつけ医と医療・介護スタッフのための糖尿病セミナー
後援
- 2019 年 1 月 20 日(日) 千葉県手をつなぐ育成会 第 3 回だれもが住みやすい街づくりフォーラム
from 千葉 後援
- 2019 年 2 月 24 日(日) NPO 法人千葉県介護支援専門員協議会 日本介護支援専門員協議会南関東
ブロック研修会 in 千葉 後援
- 2019 年 3 月 3 日(日) 山武郡市薬剤師会・山武郡市薬業会
市民講座「寝たきりにならない健康づくり(仮題)」 後援

◇その他の活動

- 2018 年 11 月 29 日(木) 千葉県災害対策士業等連絡協議会 市原 久夫氏出席
- 2018 年 12 月 22 日(土) 千葉県社会福祉協議会 VC 連絡協議会 千葉県 VC 立ち上げ訓練
市原 久夫氏、服部明氏出席
- 2019 年 1 月 11 日(金) 千葉県社会保険労務士会 新年賀詞交歓会 常陸谷 政彦副会長出席
- 2019 年 1 月 20 日(日) 千葉県手をつなぐ育成会 第 3 回だれもが住みやすい街づくりフォーラム
from 千葉 渋谷 茂会長出席予定
- 2019 年 2 月 7 日(木) 市川市役所 市川市審判請求対象者検討会 今川 純子氏出席予定
- 2019 年 2 月 11 日(月) 千葉県社会福祉協議会 VC 連絡協議会 災害時における行政・NPO・ボラン
ティア等との連携・協働に向けた研修会 市原 久夫氏、服部明氏出席予定
- 2019 年 2 月 22 日(金) 千葉家庭裁判所 家事関係機関との連絡協議会 小川 晴雄氏出席予定
- 2019 年 3 月 13 日(水) 千葉県 平成 30 年度第 2 回地域リハビリテーション協議会
相澤 雅則氏出席予定

**** 会員情報 ****

1 月 15 日現在正会員:1,497 名 (新入会:3 名、転入:4 名、転出:2 名、退会:3 名)

刑事司法ソーシャルワーカーとは?

罪を犯した又はその虞のある福祉的な支援が必要な高齢者や障害者に対し、その本人の同意を得て、弁護士等と協力して福祉的支援を行います。

支援内容

- ①「マッチング支援事業」^{※1}により、千葉県弁護士会の要請を受け、千葉県社会福祉士会から推薦され受任した刑事司法ソーシャルワーカーが、担当の弁護士等と協働して支援を行います。

※1「マッチング支援事業」は千葉県社会福祉士会の独自の事業名称です。

- ② 個別援助としてアセスメントを行い、更生支援計画を立案します。判決後の活動として、速やかに福祉あるいは医療の関係機関等に支援を引き継ぎます。

資格要件について

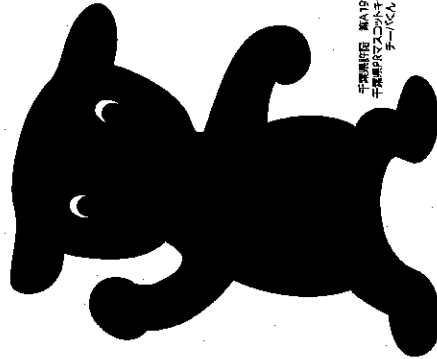
- ・千葉県社会福祉士会の会員であること
- ・「刑事司法ソーシャルワーカー養成講座」を修了した者
- ・「刑事司法ソーシャルワーカー」として千葉県社会福祉士会に名簿登録した者
- ・司法福祉委員会に所属し研鑽している者

社会福祉士の専門分野とは

高齢者、障害、児童・家庭、地域社会・多文化等の分野があり、その中で虐待の対応、後見制度の活用、地域包括ケア、家族支援、貧困・低所得と自立支援、災害対応・支援、地域福祉活動、司法福祉等、広範囲に及びます。

刑事司法ソーシャルワーカーは
司法福祉分野で活動しています。

刑事司法ソーシャルワーカーの活動 司法福祉



千葉県庁 第41997-1号
千葉県司法ソーシャルワーカー
チーム

一般社団法人 千葉県社会福祉士会

〒260-0026

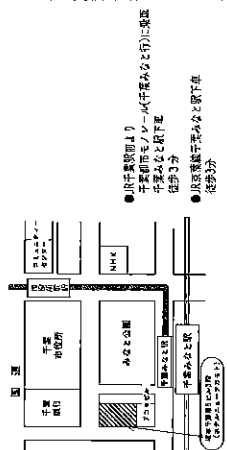
千葉県千葉市中央区千葉港7番1号
坂本千葉第五ビル3階

TEL : 043-238-2866

FAX : 043-238-2867

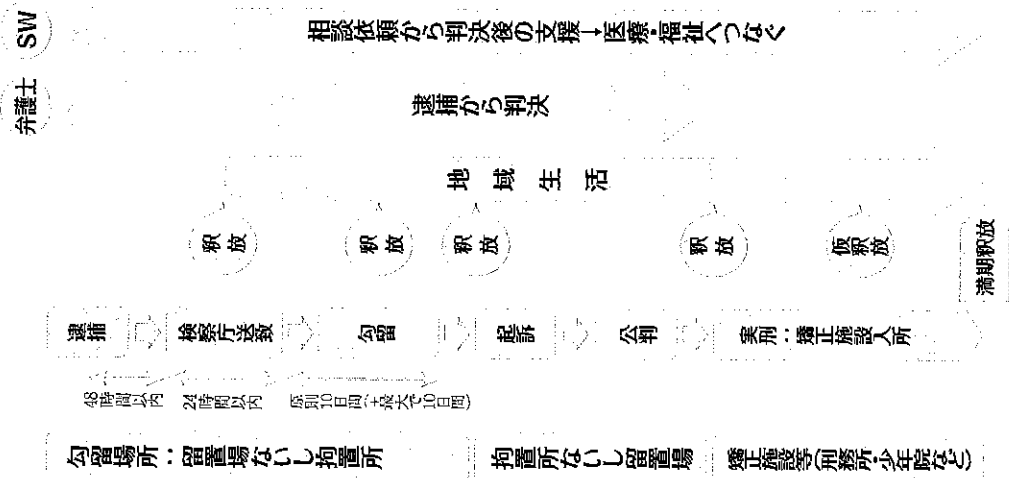
E-mail : office@cschwchiba.com

http://www.cswchiba.com



一般社団法人 千葉県社会福祉士会
司法福祉委員会

刑事司法手続きにおける福祉的支援の流れ



千葉県社会福祉士会司法福祉委員会では、「マッチング支援事業」として刑事司法ソーシャルワーカーの活動をサポートしています。

刑事司法ソーシャルワークの実務



相談依頼

- ・弁護士からの「マッチング依頼書(刑事司法福祉連携)」により、その專案を担当する
- ・弁護士との打合せ
- ・本人である被疑者・被告人との面会
- ・本人から個人情報使用等の同意を得る



アセスメント

- ・本人や家族、行政、医療、福祉等からの情報収集
- ・事件の背景、これまでの生活環境、心身状態等から事件との結びつきの有無を検討
- ・本人の意向や生きづらさを傾聴しつつ、本人の強みに視点を置く
- ・社会内更生に向けて生活課題を客観的に分析



更生支援計画の立案・見立て

- ・居場所(住まい)や出番(就労・社会参加)を確保するため関係機関等に相談支援体制を調整
- ・弁護士と情報を共有し更生支援計画を作成
- ・本人に更生支援計画を説明し同意を得る
- ・情状証人として出廷



釈放後の支援

- ・更生支援計画の短期計画に基づき、関係機関等と連携して支援を実行する
- ・住まい、就労等への支援
- ・福祉や医療に関するサービス利用の諸手続き
- ・本人の状況により活動内容は異なる

大人の文化祭 収支予算

収入

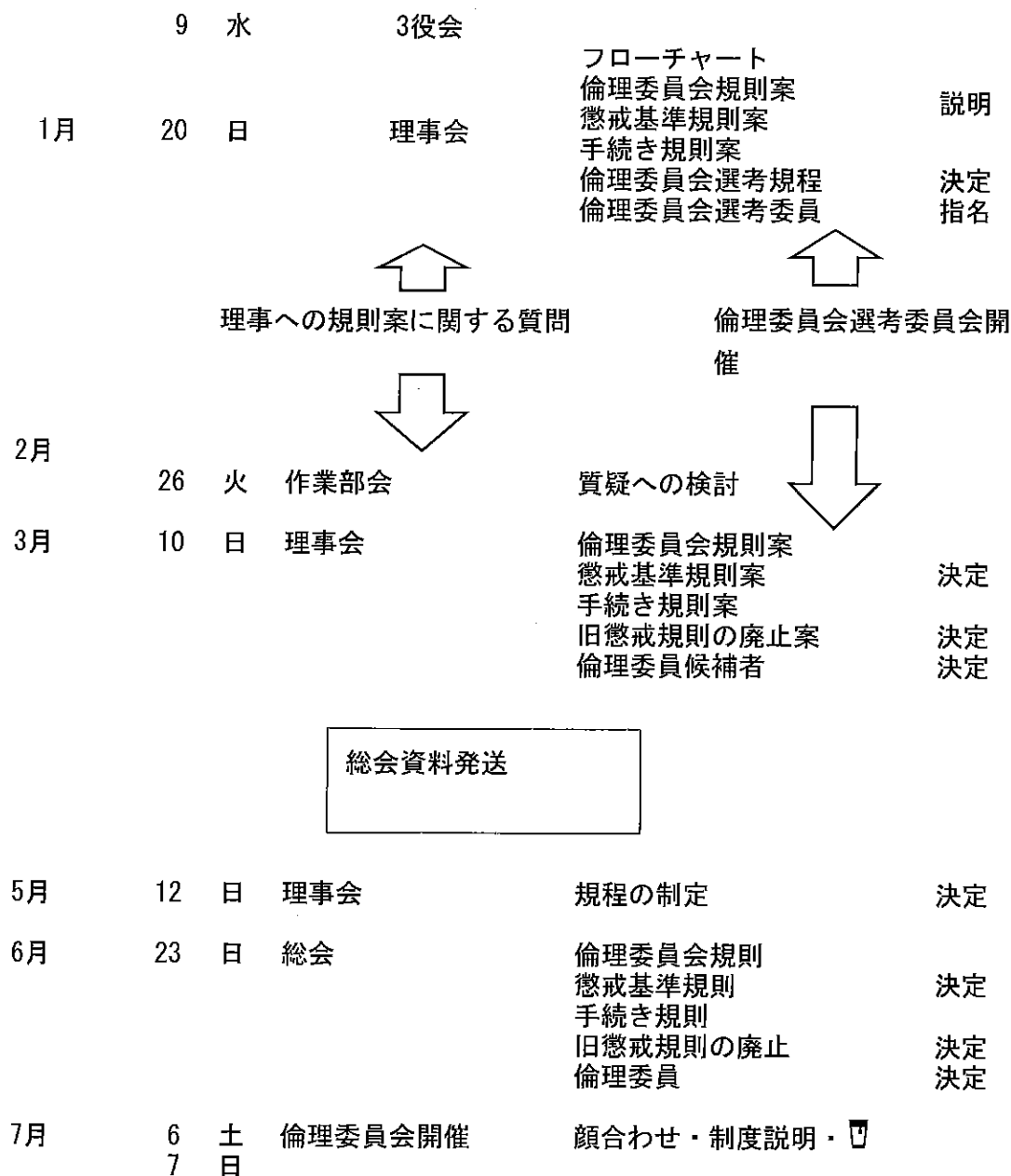
	費目			特記
	会からの費用		¥860,000	
	参加費(会員)		¥80,000	1,000円×80人
	参加費(会員外)		¥40,000	2,000円×20人
	合計		¥980,000	

支出

実行委員会	松本佳奈さん出演料		¥100,000	
	松本佳奈さん専属音響費		¥50,000	
	交通費		¥10,000	
	雑費(講師水等)		¥10,000	
	会場費		¥30,000	
	装飾費		¥20,000	
	手土産(会場となる法人へ)		¥3,000	
	予備費		¥187,000	120,000円は参加費見込みのために極力使用しない
総務委員会	交通費		¥20,000	
	事務消耗品費		¥10,000	
	食材購入費		¥30,000	
	日当		¥25,000	2,500円×10人
	予備費		¥10,000	
総合相談委員会	交通費		¥20,000	
	事務消耗品費		¥10,000	
	食材購入費		¥30,000	
	日当		¥25,000	2,500円×10人
	予備費		¥10,000	
研修委員会	交通費		¥20,000	
	事務消耗品費		¥10,000	
	食材購入費		¥30,000	
	日当		¥25,000	2,500円×10人
	予備費		¥10,000	
権利擁護センター ばあとなあ	交通費		¥20,000	
	事務消耗品費		¥10,000	
	食材購入費		¥30,000	
	日当		¥25,000	2,500円×10人
	予備費		¥10,000	
司法福祉委員会	交通費		¥20,000	
	事務消耗品費		¥10,000	
	食材購入費		¥30,000	
	日当		¥25,000	2,500円×10人
	予備費		¥10,000	
災害対策委員会	交通費		¥20,000	
	事務消耗品費		¥10,000	
	食材購入費		¥30,000	
	日当		¥25,000	2,500円×10人
	予備費		¥10,000	
	合計		¥980,000	

¥0

千葉県社会福祉士会 倫理関係規程策定行程表

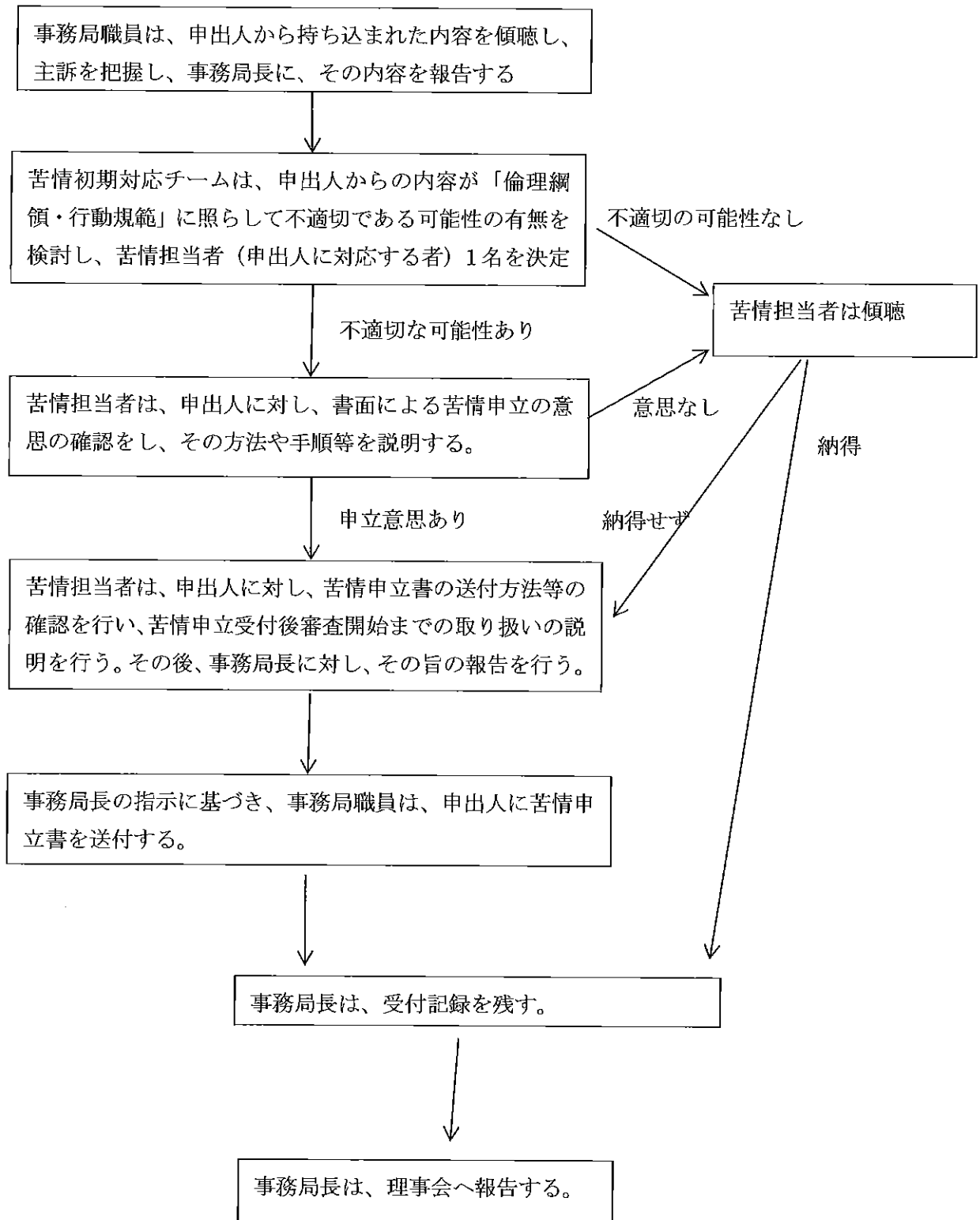


苦情受付、審査開始の判断の手順

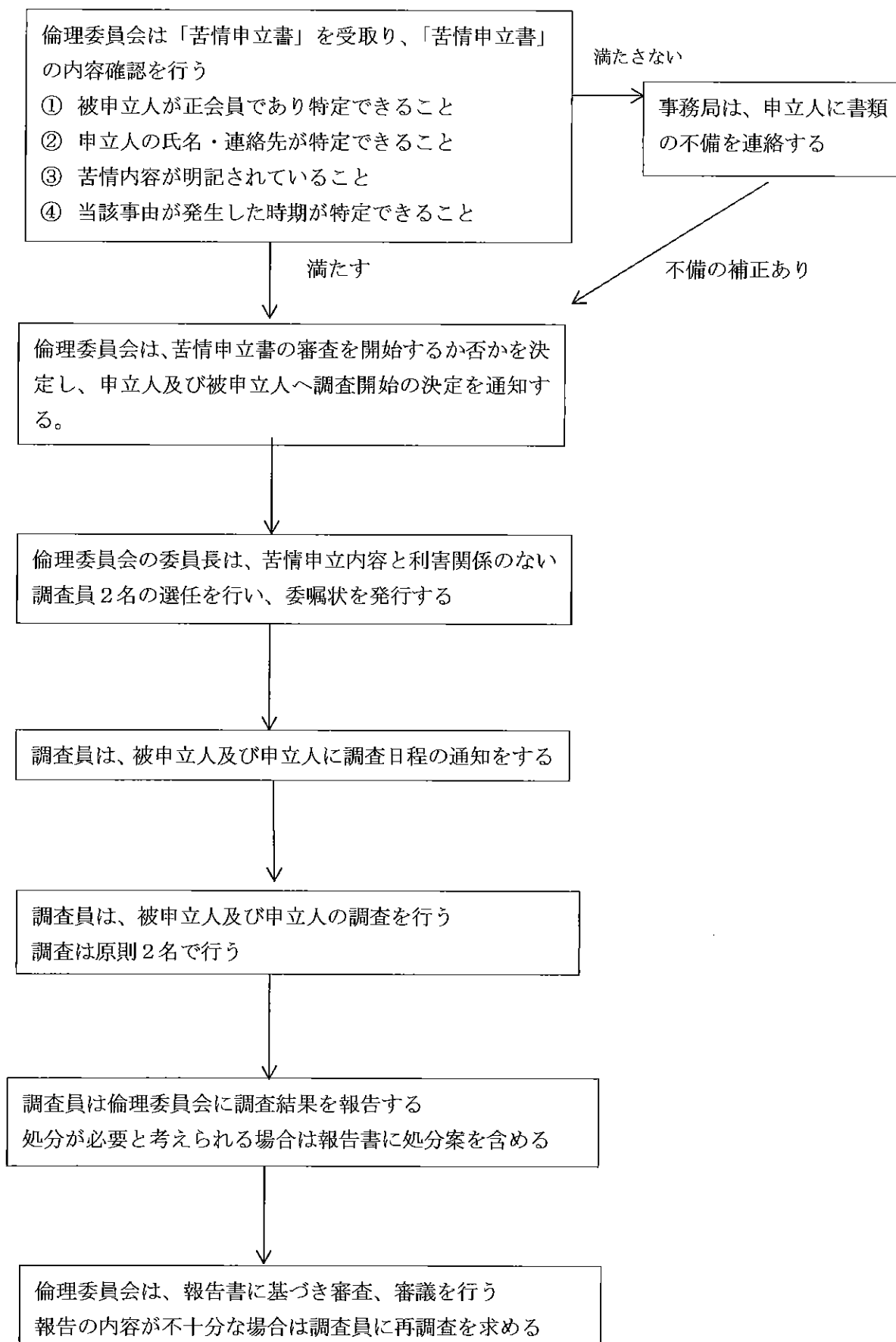
苦情相談から苦情申立書の送付まで

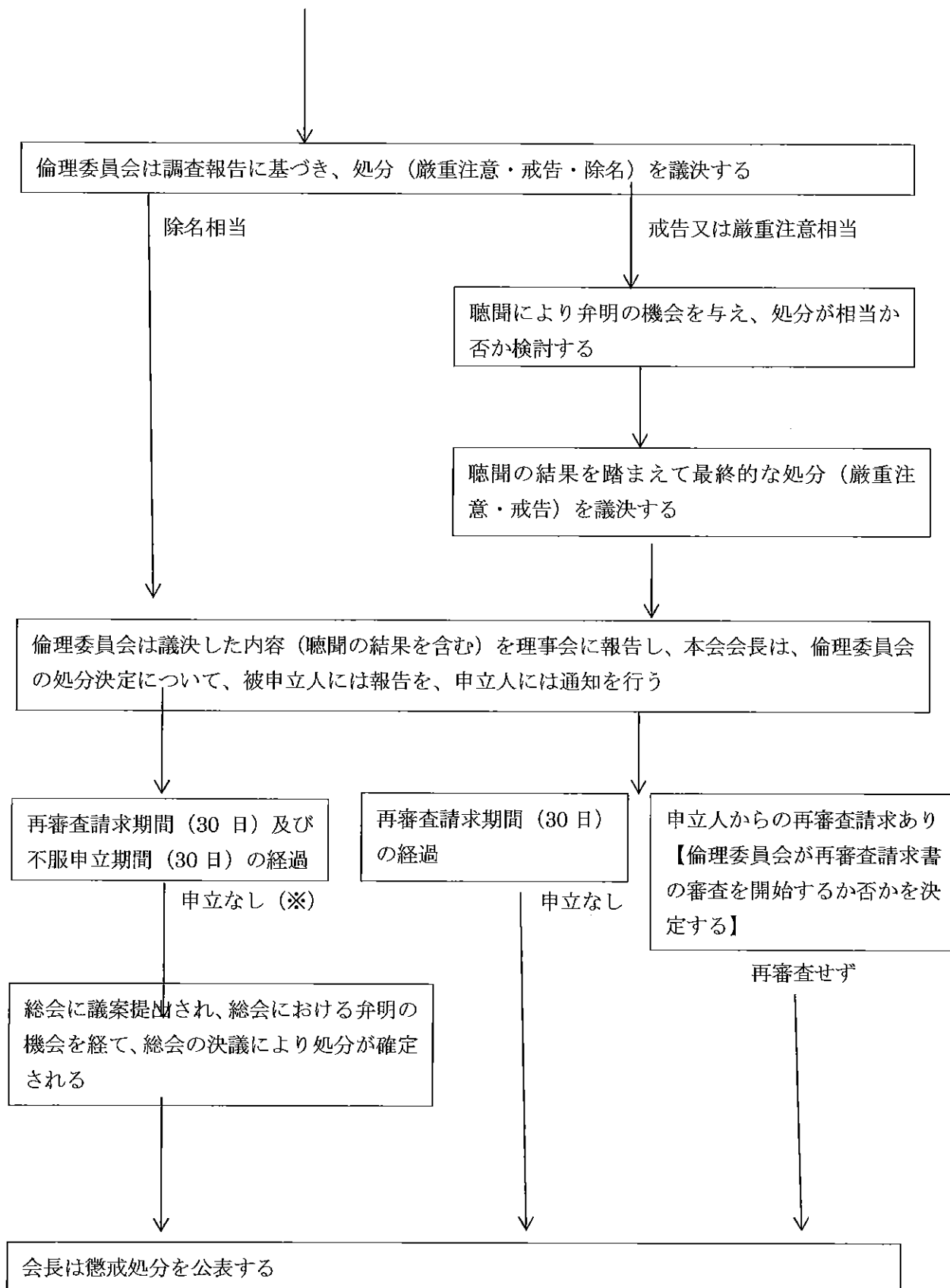
苦情の申出・相談（電話、文書、FAX、E-mail、来所）

「苦情初期対応チーム」は、事務局長及び本会の各委員会の苦情対応担当者（1名）で構成するものとし、苦情内容に応じて、事務局長が担当する苦情担当者を決定する。



苦情申立書の受取から総会での処分確定まで





（※）不服申立があった場合には、理事会は特別委員会を設置し、特別委員会が再審査相当と認めた場合には、再度、審査、調査、審議を行う。（特別委員会は、「一般社団法人千葉県社会福祉士会委員会の設置及び運営に関する規程」第3条第3号により設置する。）

一般社団法人千葉県社会福祉士会 倫理委員会規則（案）

規則第〇号
〇〇年〇月〇日制定

（根拠）

第1条 一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第4条第5号に基づき、本会に所属する社会福祉士の倫理及び資質の向上に資するために倫理委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

（委員会の位置づけ）

第2条 本委員会は、その目的を達成するために本会の組織において独立した立場で活動するものとする。

（組織）

第3条 本委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- （1）本会に所属する社会福祉士3名
- （2）本会に所属する社会福祉士以外4名
- 2 前項1号の委員は、別途定める倫理委員会委員選任規程に基づき、総会において選任する。但し、会長を委員に選任することはできない。
- 3 委員長は、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、本委員会を招集し、議長となる。

（任期）

第4条 委員の任期は2年とし、4期を超えることはできないものとする。
2 補欠として選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（解任）

第5条 委員が次の各号の一に該当するときは、総会において3分の2以上の議決に基づいて、解任することができる。この場合、その委員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- （1）心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- （2）職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

（審議事項）

第6条 本委員会の審議事項は、次のとおりとする。

- （1）本会に所属する社会福祉士の行動規範に関すること。
- （2）本会に所属する社会福祉士の懲罰に関すること。
- （3）本会に所属する社会福祉士に対する苦情、中傷等に関すること。
- （4）その他（1）から（3）に関連すること。

（開催）

第7条 本委員会は、苦情申立書が提出された場合に審査を行うために開催する。

- 2 苦情申立書が提出されない場合でも、定例会は、原則として1年に1回12月までに開催する。
- 3 臨時会は、委員長が必要と認めた場合と、委員の3分の2以上の開催要求があった場合に開催する。

(議決数)

第8条 本委員会は、委員の3分の2以上の出席によって成立し、出席した委員の過半数をもって議決する。

(委員以外の出席者)

第9条 本委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(細則)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、別にこれを定める。

(規則の改廃)

第11条 この規則の改廃は、本委員会の発議に基づき、理事会の審議を経て、総会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、〇〇年〇月〇日より施行する。

一般社団法人千葉県社会福祉士会 懲戒基準規則（案）

規則第〇号
〇〇年〇月〇日制定

（目的）

第1条 この規則は、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第9条に基づき本会の正会員を除名する場合、あるいはその他の懲戒処分をする場合の種類並びに基準を定め、もって正会員である社会福祉士の倫理基準の維持・向上を図ることを目的とする。

（懲戒の種類）

第2条 本会の懲戒処分の種類は次のとおりとする。

- （1）厳重注意
- （2）戒告
- （3）除名

（厳重注意の事由）

第3条 正会員が倫理綱領・行動規範に禁じられている行為を行い、正会員に反省の意思があり、情状酌量の余地がある場合には、厳重注意とする。

（戒告の事由）

第4条 正会員が倫理綱領・行動規範に禁じられている行為を行い、社会福祉士として不適切な対応や態度が見られる場合には、戒告とする。

（除名の事由）

第5条 正会員が倫理綱領・行動規範に禁じられている行為を行い、社会福祉士として極めて不適切である場合には、除名とする。

（懲戒の処分実施）

第6条 本会が、正会員に対し第3条の懲戒処分を行う場合には、本会正会員に対する苦情等申出及び苦情申立に関する手続規則に基づかなければならない。

（対象の身分）

第7条 苦情申立を受けた正会員は、前条の記載の規則により処分が確定するまで、正会員としての身分は保持される。

（規則の改廃）

第8条 この規則を改廃するときは、倫理委員会又は本会理事会で発議し本会総会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規則は、〇〇年〇月〇日から施行する。

一般社団法人千葉県社会福祉士会 正会員に対する苦情等の申出及び苦情申立に関する手続規則（案）

規則第〇号
〇〇年〇月〇日制定

第1章 総 則

（目的）

第1条 この規則は、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下「本会」という。）の正会員に対して、本会に、苦情等の申し出があった場合、あるいは苦情申立がされた場合等、苦情等に対応する手続を規定し、もって本会正会員の倫理の維持・向上を図ることを目的とする。

（指針・姿勢）

第2条 正会員に対して、苦情等の申し出があった場合、あるいは苦情申立がされた場合には、以下に掲げる基本的な指針・姿勢に基づいてその対応を行う。

- （1）摘発を目的とするものではなく、本手続規則に従った苦情申立を前提する。
- （2）事実関係を十分調査した上で、倫理綱領・行動規範に照らして不適切であるか否かを判断する。
- （3）いわれなき中傷誹謗などにより正会員が不当に非難されることがないように正会員の権利を擁護する。

（申立人）

第3条 苦情申立ができる者（以下「申立人」という。）は、次の各号の者とする。

- （1）利用者
 - （2）施設等関係者
 - （3）本会正会員
 - （4）その他個人及び団体
- 2 申立人が倫理委員会の委員の場合は、苦情申立の審査・審議・調査等に加わることができない。

（被申立人）

第4条 苦情申立を受けた正会員（以下「被申立人」という。）は、次の権利を行使することができる。

- （1）代理人2名以内の選任
 - （2）審議における弁明
 - （3）決定に対する不服の申立
- 2 被申立人は、苦情申立に関する調査等に協力する義務を負う。なお、被申立人が協力しなくても、次条に規定する苦情対応機関等は、苦情申立の手続きを進めることができる。
- 3 被申立人となった倫理委員会の委員は、苦情申立の審査・審議・調査等に加わることができない。

（苦情等申出対応機関）

第5条 苦情等申し出への対応は、苦情対応窓口、苦情対応機関が行う。

- 2 苦情対応窓口とは、本会事務局をいい、受け付けた苦情等などの申し出内容を速やかに事務局長に報告しなければならない。
- 3 苦情対応機関とは、本会事務局長および各委員会の苦情対応担当者により構成される苦情初期対応チームをいう。苦情初期対応チームは、苦情対応窓口に出出から申し出のあった内容を、倫理綱領・行動規範に照らして不適切である可能性の有無を検討し、不適切である可能性があると判断した場合には申出人に対し、苦情申立を行うかどうかを確認し、その方法及び手順等を説明する。

(苦情申立対応機関)

第6条 苦情申立への対応は、苦情対応窓口、苦情対応機関及び苦情調査機関が行う。

2 苦情対応窓口とは、本会事務局をいい、受け付けた苦情などの申立内容を速やかに事務局長に報告しなければならない。

3 苦情対応機関とは、本会事務局長および倫理委員会、本会総会をいい、次の権限をもつ。

(2) 倫理委員会は、苦情申立の調査、審査・審議を行い、処分を決定する。

(3) 本会総会は、被申立人の除名処分について議決する。

4 苦情調査機関とは、調査委員をいう。調査委員は、苦情申立書に記載された事実の内容及びその事実の有無に関する調査を行い、調査報告書を作成する。

第2章 手 続

(受付窓口)

第7条 苦情申立の受付窓口は、本会事務局とする。

(申立方法)

第8条 苦情申立は、文書で行う。

(受付要件)

第9条 苦情申立の文書が次に掲げる要件を備える場合、本会は苦情申立を受け付ける。

(1) 被申立人を特定できること。

(2) 申立人の連絡先(氏名・住所・電話番号)が特定できること。

(3) 苦情内容が明記されていること。

(4) 当該事由が発生した時期が特定できること。

(審査開始)

第10条 前条に基づいて苦情申立書が受理された場合、倫理委員会の委員長(以下「委員長」という。)は、原則として1か月以内に倫理委員会を招集し、倫理委員会は、審査を開始するか否かを決定する。

2 倫理委員会は、申立人及び被申立人に対し、第1項の決定結果を通知する。

(調査委員)

第11条 委員長は、審査に必要な調査を行うために調査委員2名を委嘱する。

(調査方法)

第12条 調査委員は、申立人から事情を聴取する。

2 調査委員は、被申立人に直接面接し事情を聴取する。

3 調査委員は、第1項及び第2項に定めた方法の他に、必要に応じて事実関係の調査を行うことができる。

4 調査委員は、調査結果について報告書を作成し、各調査委員が署名のうえ速やかに倫理委員会へ提出する。

(懲戒基準)

第13条 定款第9条に規定する除名を含む懲戒の種類並びに基準は、本会懲戒基準規則(以下「懲戒基準規則」という。)による。

(聴聞)

第14条 次条による審議を行う場合には、被申立人に聴聞による弁明の機会を与えなければならない。

2 倫理委員会は、聴聞の経過及び結果について記録を作成する。

(審査及び報告)

第15条 倫理委員会は、調査委員から提出された調査に関する報告書、及び被申立人による聴聞の結果をもとに審査及び審議を行い、その経過及び結果につき報告書を作成し、理事会へ報告する。

2 懲戒基準規則に基づき被申立人の懲戒処分が必要と考えられる場合には、前項の報告書には倫理委員会が相当と考える懲戒処分をも含めるものとする。

3 倫理委員会は、審査及び審議の経過及び結果について記録を作成する。

(通知及び報告)

第16条 前条による苦情申立に関する処分を決定した場合、本会会長は決定内容を被申立人に通知するとともに、申立人に報告する。

(再審査請求及び不服申立)

第17条 申立人は、決定報告を受けた後30日以内に再審査請求をすることができ、本会会長に請求をするものとする。

2 被申立人は、除名処分の決定通知を受けた後30日以内に不服申立をすることができ、本会会長に不服申立をするものとする。

3 第1項に定められた期間内に申立人から再審査請求がされなかった場合には処分の決定は確定する。

4 第2項に定められた期間内に被申立人から不服申立がされなかった場合には、本会会長は当該被申立人の除名決議を総会に上程するものとする。

(執行停止)

第18条 申立人による再審査請求又は被申立人による不服申立の審査が行われている間は、処分の執行を停止する。

(再度の議決)

第19条 被申立人の不服申立による再度の議決の手続きは第15条を準用する。

第3章 報告等

(報告)

第20条 本会会長は、被申立人の除名の執行が確定したときは、日本社会福祉士会に報告し、また、日本社会福祉士会と連名で厚生労働省に報告する。

(秘密保持義務)

第21条 苦情対応機関等に属する者は、その職務上知り得た秘密を厳守しなければならない。なお、苦情対応機関等に属さなくなった後も同様とする。

(公表)

第22条 処分の公表は、処分の執行が確定した後、本会会長が行う。

2 処分の公表の範囲・方法は、本会理事会で定める。

(文書の取り扱い)

第23条 苦情申立に関係する文書は、本会事務局で永年間保存する。

2 倫理委員会以外の者が前項の文書を閲覧することはできない。ただし、被申立人及び申立人が委員長長の許可を得た場合には、許可された範囲及び条件で閲覧することができる。

(規則の改廃)

第24条 この規則を改廃するときは、倫理委員会又は理事会の発議に基づき、総会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規則は、〇〇年〇月〇日より施行する。

一般社団法人千葉県社会福祉士会 倫理委員会苦情調査実施規程（案）

規程第〇号
〇〇年〇月〇日制定

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下「本会」という。）正会員に対する苦情等の申し出及び苦情申立に関する手続規則（以下「苦情申立手続規則」という。）に規定する調査に関する事項を定めることを目的とする。

（審査に関する決定の通知）

第2条 倫理委員会の委員長（「以下「委員長」という。」は、苦情申立手続規則第9条における審査に関する決定について、申立人及び被申立人に文書で通知するものとする。

（調査委員の選任）

第3条 委員長は、苦情申立手続規則第11条に基づき、倫理委員会委員（以下「倫理委員」という。）のなかから2名を調査委員に委嘱する。

（委嘱書の交付）

第4条 委員長は、調査委員を決定次第、速やかに調査委員へ委嘱書を交付しなければならない。

（調査の実施体制）

第5条 調査委員が調査を行う際は、委員長が指名する倫理委員である調査委員1名を責任者とし、原則として2名で調査にあたるものとする。

- 2 委員長は、あらかじめ調査委員に審査を行う倫理委員会の開催日程を告げ、調査完了の期限の目安を提示しなければならない。
- 3 調査委員が調査を行う際には、前条の委嘱書を常に携帯し、必要に応じ提示するものとする。
- 4 調査委員は、第三者に調査を委託してはならない。
- 5 委員長は、調査の進捗状況等の報告を調査委員に逐次求めることができる。
- 6 調査委員は、調査從事中不測の事態が生じた場合は、速やかに委員長に報告し、対処について協議するものとする。

（調査委員の任期）

第6条 調査委員の任期は、苦情申立手続規則第13条に基づく倫理委員会での審議が終了した時点までとする。

- 2 調査委員である倫理委員は、倫理委員の任期が満了し再任されない場合においても、引き継ぎが完了するまで当該苦情案件の審査に関して倫理委員の身分を保持することができるものとする。

（調査報告）

第7条 調査委員は、調査後速やかに各調査委員の署名のある調査に関する報告書（以下「報告書」という。）を委員長に提出する。

- 2 倫理委員である調査委員は、報告書の内容を倫理委員会において説明しなければならない。
- 3 調査委員は、苦情申立手続規則第11条に基づき、委員長に提出する報告書において、以下の各事項について明らかにしなければならない。
 - (1) 申立人からの事情聴取の内容等
 - (2) 被申立人からの事情聴取の内容等
 - (3) 調査委員の判断によりその他から事情聴取した場合の内容等
 - (4) 苦情申立書等調査に用いた書類一式
 - (5) 調査の経過
 - (6) その他委員長が必要と判断し添付を指示した資料

(費用の精算及び報酬)

第8条 調査委員が調査に従事するために要する費用及び報酬については、本会の「一般社団法人千葉県社会福祉士会報酬等に関する規則」(規則第4号)に基づき支給する。

(調査手当)

第9条 前条に定めるもののほか、調査委員に対し、調査1件につき10,000円の手当を調査報告終了後に支給する。

(改廃)

第10条 この規程を改廃するときは、倫理委員会の発議に基づき理事会の議決を経なければならない。

附 則

1 ○○年○月○日制定。

一般社団法人千葉県社会福祉士会倫理委員会委員選考規程（案）

規程第〇号
〇〇年〇月〇日制定

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下「本会」という。）倫理委員会規則第3条に基づき、倫理委員会委員（以下「本委員」という。）の選考に関して定めることを目的とする。

（選考委員会）

第2条 本会理事会のもとに、本委員の選考に関する委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員にはあらかじめ理事会において指名された理事2名及び事務局長をもってあて、本会会長が委嘱する。

3 選考委員の任期は、当該年度の本委員選考が終了するまでとする。

4 選考委員は、本委員に選考されることはない。

（選考方法）

第3条 本会倫理委員会規則第3条第1項第1号の3名については、選考委員会が本委員候補者を推薦する。同項第2号の4名については、選考委員会がそれぞれの所属団体の推薦を得た者を本委員候補者として推薦する。

2 選考委員会は、本委員候補者案を理事会に提案する。

3 理事会は、本委員候補者を決定し、総会の承認を得る。

（補欠委員の選出）

第4条 補欠の本委員の選考は理事会が行う。

（規程の改廃）

第5条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

付則

1 この規則は、〇〇年〇月〇日より施行する。